(三)　指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに石狩市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道留萌市礼受町二五〇の五（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(二)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　福井県越前市大滝町四八字講堂一の八、一の二三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(二)「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町川浦字赤志古二五四〇の三、二五四一の四、甘楽郡南牧村大字磐戸字桧ノ沢五八一、甲五八二、五八二の三、五八五、甲五八六、乙五八六、大字熊倉字貝掛平七八九の一、七九一から七九三まで、七九七から七九九まで、甲八二七、八二七の二、八二八から八三一まで、八三二の二から八三二の四まで、八三二の七、八三二の八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに高崎市役所及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字吉川字上ノ山一一九五の一七（次の図に示す部分に限る。）、一一九五の二〇、一一九五の二三、字小月山一三の三、一五の三、一八の三、一八の四、字上ノ山一一九五の一七地先・字小月山一五の三地先・一八の三地先・一八の四地先（以上四筆地先。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐は、択伐による。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町上松本字沢田二の一、二の二二、二の二五、六から一〇まで、三一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、択伐による。
　字沢田二の一・二の二二・二の二五・三一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七から一〇まで
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　秋田県湯沢市高松字中屋敷山一から七まで、九から一三まで、一五から二一まで、二三から二五まで、二八の一、二六から二八まで、三〇から三五まで、三七、三八、四三から四八まで、五一から五三まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　京都府宇治市炭山乾谷二四の一、二五から二九まで、三〇の二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
(1)　乾谷二四の一・二五・三〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。